

沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき設置する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項に定める会合は、県内の障害児・者及びその家族に対する支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、意見等を聴取する。

(会合の名称)

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

第3条 県は、協議会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

(1) 市町村協議会等各地域の協議会との連携（市町村協議会ごとの課題の共有及びニーズ等の把握を含む。）に関すること。

(2) 相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法（研修会のあり方を含む）に関すること。

(3) 関係機関の連携強化に関すること。

(4) 管内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言、実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言に関すること。

(5) 広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議に関すること。（障害福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言を含む）

(6) その他権利擁護の普及に関すること等。

2 協議会は、第1項にかかる情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、構成員に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

3 構成員は、第2項による求めがあった場合は、これに協力するよう努めるものとする。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は20名以内で、次の各号に掲げる者から構成する。

(1) 相談支援事業者

(2) 障害福祉サービス事業者

(3) 障害児通所支援事業所等

(4) 保健・医療関係者

(5) 権利擁護支援関係者

(6) 教育・雇用関係機関

(7) 企業、居住支援法人・不動産関係事業者

(8) 障害者関係団体の代表者

(9) 障害者等及びその家族

(10) 市町村

(11) 学識経験者

(12) その他生活福祉部長が必要と認める者

(期間)

第5条 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。

2 構成員は、再任することができる。

(会合の開催)

第6条 協議会の開催は、生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

第7条 協議会の議事進行は、生活福祉部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、生活福祉部長は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(部会)

第8条 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に必要な事項は、障害福祉課長が別に定める。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の委員、協議会及び部会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、障害福祉課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、生活福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。(部長決裁)

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。(部長決裁)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(部長決裁)